

「指数の基準時に関する基準」案の概要

「指数の基準時に関する基準」とは

指数とは、基準となる時点での統計数値と他の時点における統計数値を相対的に表したものであり、この基準となる時点を「基準時」という。

また、ウェイトを固定する指数について、表示形式として総合指数を採る場合、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均して産出する。

「指数の基準時に関する基準」とは、この基準時の更新期間、時点及びそのウェイトの算出に採用するデータの年次との関係等に関する基準を定めたものである。

「指数の基準時に関する基準」案の概要

- ・ 指数の基準時の更新期間、時点等に関する基準は、昭和32年以降累次の統計審議会の答申により設定されてきた。
- ・ 各府省は、当該基準に沿って各指数の基準時等の更新を実施。

「指数の基準時に関する基準」(今回諮問案)

- 指数の基準時は五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることが原則。
- ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のデータに基づくウェイトにより算出。
- やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認。この場合、基準時が上記原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施。
- 基準時等を更新した場合、新指数と旧指数のリンクなど利用上の利便を確保するための措置を実施。
- 基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがある時は、これらに基づく措置を実施。